

回答書

2021-2023年度課題別研修「土砂災害リスク削減」コース研修委託業務（公示日：2021年9月2日）について、配布しました企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.2	研修実施時期、期間	22、23年度の実施時期について、研修旅行での視察先は山中にあるため、冬季の受け入れは避けるべきと考えます、実施時期の変更の検討は可能でしょうか？また、目標達成のためには2週間では十分な効果が期待できないと思われ、期間延長は検討可能でしょうか？	2022年及び2023年度コースの実施時期の変更の検討は可能です。 実施期間については、目標の達成に適切な期間は2週間と考えていますが、より長い期間のご提案は可能です。
2	P.3	業務総括者	「専任の技術者」によるとありますが、非常勤職員は業務総括者になり得るでしょうか？	非常勤職員であっても、受託者と主たる賃金を受ける雇用関係にあり、別紙2「5.業務総括者の要件」を満たしていれば業務総括者になり得ます。
3	P.5	見積り書	計3回分を実施するのに必要な経費の見積もり及びその算出根拠を提出とありますが、22、23年度分も見積書様式をすべて記入、提出するのでしょうか？また、21年度は早期契約締結の対象となり得ますか？	別紙4「3.見積対象期間」に記載の通り、2022年度は研修期間は2週間で来日を想定した各見積項目の内訳を添付してください。2023年度については、2022年度と同様と捉え、各見積項目の内訳を添付する必要はありません。 また、早期契約締結は可能です。①契約締結、②打合簿で精査された金額を確認、③概算払、④検査、精算という流れになります。積算方法や規程の詳細については「遠隔研修ガイドライン」P.11をご確認ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/remote_training.pdf">https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/remote_training.pdf</a>
4	同上	プロポーザルの無効	(4)既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務総括者等人員の配置が計画されているとき。とありますが、4年間の技プロの業務実施契約の要員となっている者が、同技プロでの従事予定時期が重ならない場合は問題はないのでしょうか？	業務従事者配置日が重ならなければ問題ありません。
5	別紙1 P.2	2.(6)研修対象国	GIの作成、送付、応募書類の取り付け、確認と参加者の選定はどうされるのでしょうか、またそのスケジュールはどうなっているのでしょうか？	GIの作成、送付、応募書類の取付・確認はJICAが行います。参加者の選定は、選定期間に契約が締結されている場合には、受託者にも選考会に出席頂くことを想定しております。なお、募集・応募・選定は研修開始の4～2か月前、参加研修員の決定は研修開始1か月前となります。
6	別紙1 P.3	3.(1)研修実施方法	プログラムは基本的に英語または日本語で実施、とありますが、21年度の場合も講義用の資料翻訳の貴センターへの依頼、ビデオ教材及びライブ配信での説明や質疑応答、研修員のレポート発表や講師のコメントは研修監理員の通訳が得られますか？	2021年度遠隔研修の場合も、当機構が契約している外部業者を通じての資料翻訳、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行います。また研修監理員も配置いたします。講義、演習、討議時の通訳、録画教材の読み上げ（ナレーション）業務を依頼可能です。
7	別紙1 P.3	3.(1)研修実施方法	「英語から日本語」および「日本語から英語」への通訳はJICAが手配を行う研修監理員が対応することを予定している」とありますが、英語を母語としないブラジルやコロンビア等も含め、すべての国に対して英語のみで実施するという理解でよろしいのでしょうか？	ご理解の通りです。
8	別紙1 P.7	3.(3)7)遠隔研修の拘束時間	遠隔研修の拘束時間は1日あたり最大3時間程度とありますが、本邦研修の場合、午前午後合わせて1日5～6時間の講義等でプログラムが構成されますが、これを3時間に収めることが推奨されているとの理解でよろしいのでしょうか？	ご理解の通りです。
9	別紙2 P.1	5.業務総括者の要件	大学卒業後10年程度を経過し、その間、開発途上国を対象とした研修関連業務に携わってきた者と、砂防の専門家ですが開発途上国を対象とした業務経験が豊富ではない者のチームでの対応は可能でしょうか？	可能です。 業務総括者には、要件「開発途上国を対象とした研修関連業務または研修科目に該当する専門分野する業務に3年程度従事した経験を有する」を満たす方を選出ください。
10	別紙4 P.8	1.(1)講師に支払う謝金	謝金の支払いには源泉徴収が必要ですが、見積りに計上する金額は源泉前の金額という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。源泉徴収前の金額を計上ください。
11	別紙4 P.8	1.(1)研修旅行への同行旅費	「研修委託契約における見積書作成マニュアル」P26に「受託者又は協力機関の関係者の同行については計1名のみ計上可能です。」とございますが、本案件においても同行のための研修旅費は2名以上からは自社負担になるとの理解でよろしいのでしょうか。	原則1名ですが、研修員数や研修内容によっては2名以上の同行を可とする場合もあります。

12	別紙4 P.8	1.(1) 打合せのための 旅費・交通費	「4) 研修の詳細を事前に講師又は見学先と打ち合わせるための旅費・交通費」について、目的地がJICA筑波以外の場合（例えば栃木県）は本案件においては見積りに計上して問題ないという理解でよろしいでしょうか。「研修委託契約における見積書作成マニュアル」P28に「業務従事者及び受託者内部人材の交通費は、業務管理費に含まれるため計上できません。」とございましたため質問させていただきました。	見積書作成マニュアルによる「研修旅費」「交通費」とは以下のとおりです。 ●研修旅費：研修旅行等（1日の行程が100 km以上の移動）に同行する旅費 ●交通費：国内移動（1日の行程が100 km未満の移動）に係る交通費  出発地点より1日の行程が100 km未満の移動は「交通費」となり管理費よりの支出となりますが、100km以上の移動は「研修旅費」として計上出来ます。
13	別紙4 P.9	4. その他	「JICA筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配について、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行います」とあり、教材や講義資料の翻訳費用については計上しないという理解でよろしいでしょうか？	教材や講義資料の翻訳は当機構が契約する業者に発注することを想定していますが、「①受託者による外部発注」、または「②受託者自ら翻訳」も可能です。①②ともに「教材費」として計上ください。計上方法については「研修委託契約における見積書作成マニュアル」P31「4. 研修諸経費（2）教材費」をご覧ください。
14	なし	なし	以下の課題別研修・完了報告書を参考資料として配布頂けませんでしょうか。宜しくお願い致します。 ・土砂災害防止マネージメント（研修コース番号：201984481-J002） ・洪水防災（研修コース番号：201984478-J002） ・総合防災行政（研修コース番号：201984494-J002）	完了報告書は公開しておりません。

以上